

労働環境把握チェックシート

年 月 日

工 事 名 称 _____

工 事 場 所 _____

受 注 者 (住所) _____

(名称) _____

(代表者) _____

※該当箇所に○を入れる

	項 目	内 容		はい	いいえ
1	労働条件等	(1)	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。		
		(2)	3 6 協定が労働基準監督署に届出されていますか。またその運用を含め労使協定は適正ですか。		
		(3) -1	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また労働者に周知されていますか。		
		(3) -2	※当案件において、 <u>就業規則の適用事業所となる現場事務所等を置く場合、就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。</u> <u>(就業規則の適用事業所となる現場事務所等を置かない場合には、「いいえ」に○をして下さい)</u>		
2	安全衛生関係	(1)	毎年定期的に健康診断を実施していますか。		
		(2)	産業医や衛生管理者の選任は適正ですか。		
		(3)	事故報告書等の記録など、業務災害への対応状況は適正ですか。		
		(4)	分煙化の推進など、受動喫煙対策を行っていますか。		
3	労働時間の管理	(1)	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。		
		(2)	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。		
4	賃金	(1)	賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。		
		(2)	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。		
		(3)	本案件に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。	下記に金額を記載	
		○最も低い賃金単価 ： 1日			

「いいえ」の場合、設問番号と理由を記入してください。

設問番号	理 由
(例) 1 (3) -2	常時使用する従業員が10人未満で、対象外のため。

【記入にあたっての注意事項】

1 対象

報告書の記入の対象は、原則として全従業員（会社）とします。

ただし、チェックシート4（3）に記入する賃金単価については、本件に主として従事する従業員※のみ（全下請を含む。）とし、公共工事設計労務単価で区分される51種に当たるものを対象とします。

職 種 一 覧 表					
					#VALUE!
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水工	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

※本件に主として従事する従業員は、雇用形態を問わないものとし、会社役員、事務員、現場代理人、監理技術者、主任技術者は含まないものとします。

2 最低労働賃金単価

労働賃金単価を1日あたりで計算し、その額と職種を記入してください。

職種は、該当するものを上記「職種一覧表」から選んで記入してください。

【計算方法】

- （１）時間給の場合 ・ ・ ・ 時間給×所定労働時間8時間
（２）日給の場合 ・ ・ ・ 日給を記入
（３）月給の場合 ・ ・ ・ 以下により算出した額を、会社所定の1月の労働日数で除し、

1日単位に換算して記入

①基本給相当額＋②基準内手当＋③臨時の給与＋④実物給与

	内 容
①基本給相当額	
②基準内手当	通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当
③臨時の給与	賞与等
④実物給与	食事の支給等

（記入例）

○最も低い賃金単価 ： 1日 15,000円（職種：普通作業員）

○会社名（下請等を含む。） ： 株式会社〇〇〇〇（下請）

労働環境把握チェックシートの変更届

年 月 日

工 事 名 称	
工 事 場 所	
受 注 者（住所）	
（名称）	
（代表者）	

本件業務の履行にあたり、先に報告した事項について下記のとおり変更がありましたので、報告します。

1 賃金の変更

本件業務に従事する従業員で最も低い賃金単価

○最も低い賃金単価	：	1日	円（職種	：	）
○会社名（下請等を含む。）	：				
○変更した理由	：				

2 その他の変更

--

1 労働条件等

(1)	就業規則：労働基準法第89条、労働組合法第14条、労働契約法第4、6、12条	労働基準法 第1、2条
	雇用契約：民法第623条	
	労使協定：労働基準法	
(2)	労働基準法第36条	
(3)	労働基準法第89、106条	

2 安全衛生関係

(1)	労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条
(2)	産業医：労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条
	衛生管理者：労働安全衛生法第12条、労働安全衛生法施行令第4条
(3)	労働安全衛生規則第96、97条
(4)	職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

3 労働時間の管理

(1)	労働基準法、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
(2)	〃

4 賃金

(1)	労働基準法第108、109条
(2)	〃
(3)	労働基準法、公共工事設計労務単価、最低賃金法

5 各種保険加入の手続き

(1)	健康保険関係：協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合、日雇特例健康保険
	厚生年金保険関係：厚生年金、国民年金
	雇用保険関係：雇用保険、日雇雇用保険

6 法定帳簿等の整備状況

(1)	労働者名簿：労働基準法第107条
	賃金台帳：労働基準法第108条
	出勤簿：労働基準法第109条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
(2)	労働条件通知書：労働基準法第15条
	雇用契約書：労働契約法第4、6条